

# 3月定例議会

平成22年3月定例議会は、3月2日に開会し、平成22年度一般会計予算など町長提出議案17件を原案のとおり可決し、3月16日閉会しました。

## 主な町長提出議案

- 平成21年度伊奈町一般会計補正予算(第5号)＝既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,082万9千円を追加し、予算総額を97億5,232万8千円とするものです。(その他の補正予算)
- 平成21年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 平成21年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 平成21年度伊奈町水道事業会計補正予算(第3号)
- 伊奈町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 国および県の制度に準じ、時間外勤務手当の支給割合の引上げおよび時間外勤務代休時間を指定することができる制度の新設などについて改正するものです。

## 伊奈町長期継続契約を締結

することができると定める条例「地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき」長期継続契約を締結することができる契約について定めるものです。

伊奈町ふれあい活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例「ふれあい活動センターを地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理とすることに伴い、休館日および使用料の一部を変更するものです。

伊奈町放課後児童対策事業実施条例の一部を改正する条例「小針北第二および小室第二児童クラブを新たに設置するため、改正するものです。

## 第5次伊奈町行政改革大綱を策定しました

町では、これまで簡素で効率的な行政運営を目指し、行政改革に取り組んできました。

このたび、平成22年度から今後5年間の行政改革の基本方針を定めた第5次伊奈町行政改革大綱を策定しました。

今後は本大綱に基づき、具体的な実施内容を掲げた行政改革実施改革プランによって、計画的に行政改革を推進していきます。

### 改革の基本方針

本大綱では、新たに基本方針を「住民主体のまちづくり」と決めました。

今後は、住民にわかりやすい行政情報の提供や住民ニーズの把握を進めながら、住民などが主体的に行う公的事業、活動を支援することで住民参画を促進していきます。また、各事務事業についてはPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき事業管理を徹底して行い、その内容を住民に公開することで住民に関われた行政運営を行っていきます。

### 推進体制

行政改革の推進にあたっては、行政改革推進本部やその下部組織の検討部会を中心に全庁体制で取り組み、改革の進捗状況等を有識者などによる行政改革推進委員会や町ホームページなどで公表していきます。

### 改革の取組み事項

<b>事務改革</b> 行政情報の共有 住民参画の推進 住民サービスの向上 行政評価システムの確立 組織・機構の見直し	民間活力の活用 入札制度の推進 情報化の推進 広域行政の推進
<b>財政改革</b> 財源の確保 手数料等の適正化 補助金等の見直し	公共工事のコスト縮減 歳出の節減合理化 中長期視点に立った財政運営
<b>職員改革</b> 意識改革の推進 人材の育成 職員手当の見直し	定員の適正管理 人事評価システムの確立 職員改革提案制度の確立

図 企画課政策企画担当 2215・2216

## 伊奈町総合振興計画(後期基本計画)

(平成22年度～平成26年度)を策定しました

### 後期基本計画の策定

町では、平成17年3月に平成26年度までの10年間を計画期間とする伊奈町総合振興計画を策定し、「自然と調和した、ふれあい・安心安全・住みよいまち」を将来像に掲げ、その実現に向けて諸施策を推進してきました。

平成21年度までの前期基本計画の計画期間が終了することに伴い、町民アンケートなどを通じて貴重なご意見を伺いながら、このたび後期基本計画を策定しました。

平成22年度からの後期5か年では、これまで進めてきたまちづくりを継承しながら、将来像の実現に努めるとともに、町の自立性を高めながら、町民の皆様との協働・共生によるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

後期基本計画概要版(ダイジェスト版)を全戸配布させていただきましたが、計画書全編を町ホームページで閲覧することもできます。

<http://www.town.saitama-na.jp/information/future.html>

### 総合振興計画の構成

総合振興計画は、「基本構想」と「基本計画」から構成されています。また、基本計画に基づき、別途、「実施計画」を定めます。

「基本構想」  
10年後の伊奈町の姿を明らかにし、施策の大綱を定めたものです。(目標年次：平成26年度)

「基本計画」  
基本構想を実現するため、計画期間を5か年(前期・後期)の部門別の主要施策を示したものです。今回は後期基本計画として、平成22年度～平成26年度を計画期間として策定したものです。

「実施計画」  
基本計画の施策を達成するための各事業について、計画期間を3年とし、1年ごとに必要な調整を行い策定するものです。

図 企画課政策企画担当 2215・2216

# 北部地域の区画整理事業が もうすぐ完了します

町の北部地域（図面参照）では、埼玉県が施行者として伊奈特定土地区画整理事業を進めてきましたが、本年7月で事業が完了する予定です。

7月19日に換地処分を予定

埼玉県は、北部地域の区画整理事業について、換地計画を作成し、計画の供覧および縦覧を経て、3月末にこれを決定しました。

この計画の確定に基づき、本年7月19日(月)に換地処分の公告を行う予定です。

「換地」とは、区画整理前の土地の権利関係が、新たな

## 事業概要

- ・ 施行地区および面積  
大針、羽貫、小針新宿、小針内宿地区の各一部で面積は225.4ha
- ・ 計画人口 11,000人

## 事業の進ちょく

(平成22年3月現在)

- ・ 居住世帯 3,371世帯
- ・ 居住人口 9,716人
- ・ 使用収益開始率 100%
- ・ 道路・公園整備率 100%

土地(換地)に移行することをいつものであり、この効力は公告の翌日(7月20日(火)予定)から発生します。

### 住所の変更について

新たな町名については、昨年6月の議会において「西小針」(1〜7丁目)、「内宿台」(1〜6丁目)、「学園」(1〜4丁目)とすることに決定しました。

当該地域にお住まいの方の

住所(住民票所在地)は、お住まいの土地に新たに敷設される町名・地番(換地処分後)に変更となります。

新しい住所は、7月20日(火)から適用される予定ですが、住民登録に関する変更は町が行います。

しかし、北部地域の区画整理事業地内にお住まいの方々には、各自、変更の手続きをお願いする事項もありますので、町では、5月から6月にかけて、新たな住所(町名・地番・郵便番号等)および住所の変更に伴い必要となる手続きなどを、個別にお知らせする予定です。

### 掲載記事に関する問い合わせ先

企画課政策企画担当(内) 2215・2216

### 換地処分および区画整理事業全般に関する問い合わせ先

埼玉県都市整備部市街地整備課伊奈新都市整備担当・伊奈 駐在 722 1175

